

個 情 審 第 9 9 3 号
平成 29 年 3 月 21 日

中山 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会



理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記 1 の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記 1 の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第 11 条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記 2 のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 濟問事件

濟問番号：平成 29 年（行情）濟問第 82 号

事件名：最高裁判所事務総局規則（最新の溶込み版）不開示決定（不存在）に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

平成 29 年 4 月 11 日（火）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第 13 条第 1 項の規定による送付をし、又は同条第 2 項の規定による閲覧をさせることができますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、濟問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、濟問庁に対し、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

連絡先：総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-39

永田町合同庁舎

連絡先：03-5501-2879

ファックス：03-3502-7350

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、 諒問庁に対し、 情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、 又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)



諮問庁：法務省

理由説明書

1 本件経緯

(1) 審査請求人からの行政文書開示請求

審査請求人は、法務大臣（以下「処分庁」という。）に対し、平成28年12月9日付け（同月12日受付）で、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、請求する行政文書の名称等を「①法務省が最高裁判所から提供された、最高裁判所事務総局規則（昭和22年最高裁判所規則第10号）（最新の溶け込み版）、②「現行日本法規」の出版によって、平成27年度中に法務省が得た収入額が分かる文書（最新版）」として、行政文書開示請求を行った。

(2) 審査請求人に対する意思確認

処分庁は、上記(1)の行政文書開示請求につき、請求の趣旨に該当する行政文書を保有していないことから、仮に請求を維持した場合、不開示決定がなされるものと想料されたため、平成28年12月21日付けで審査請求人に対し、文書で請求の維持の意思を確認した。

これに対し、審査請求人から、同月22日付け（同月26日受付）で上記(1)の行政文書開示請求に係る行政文書の名称等の①を「法務省が紙文書又は電子データとして保有している、最高裁判所事務総局規則（昭和22年最高裁判所規則第10号）（最新の溶け込み版）」（以下「本件対象文書」という。）に補正し、②については、行政文書開示請求を取り下げる旨の回答がなされた（①についての行政文書開示請求を「本件開示請求」という。）。

この回答を受け、同日、処分庁から審査請求人に対し、本件対象文書を保有していないことについて電話連絡をした。その際、審査請求人は、「平成27年度の法務年鑑81頁に現行日本法規は法務省が編さんし、さらに現行日本法規には、編著者として法務省大臣

官房司法法制部と記載されていることから、法務省において行政文書を保有していると思われる。」などと述べた。

(3) 審査請求人に対する再意思確認

処分庁は、本件開示請求につき、上記1(2)の電話連絡の結果を考慮してもなお本件対象文書を保有していないことから、仮に請求を維持した場合、不開示決定がなされるものと思料されたため、平成29年1月13日付けで審査請求人に対し、文書で請求の維持の意思を再確認した。

これに対し、審査請求人から、同年同月16日付け（同月17日受付）で、本件開示請求に関して請求を維持する旨の回答がなされた。

(4) 行政文書不開示決定

処分庁は、本件開示請求につき、法第9条第2項に基づき、不開示理由を「当該請求に係る行政文書を保有していないため。」とした上で、不開示決定（平成29年1月31日法務省司司第30号）（以下「原処分」という。）をした。

(5) 原処分に対する審査請求

本件は、この原処分に対し、審査請求人から、平成29年2月6日付け（同月7日受付）で、処分庁が行った行政文書不開示決定を取り消す決定を求めるという趣旨の審査請求がなされたものである。

2 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

原処分を取り消すとの決定を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 平成28年度（最情）答申第39号（平成28年12月2日答申）によれば、本件対象文書は、27万円（税込み）で一般に販売され、各地の図書館にも所蔵されている法令集である「現行日本法規」（法務省大臣官房司法法制部編）に掲載され、容易に入手可能であることを理由に司法行政文書開示請求の対象とならな

い。

イ 平成27年度法務年鑑81頁及び82頁によれば、法務省大臣官房司法法制部は現行日本法規を編さんしている。また、ぎょうせいオンラインの説明によれば、現行日本法規は、国家の事業として編纂され、法務省が責任をもって編集に当たっているとのことである。

3 原処分の妥当性について

審査請求人は、原処分の不当性を主張しているため、原処分の妥当性について、以下検討する。

(1) 現行日本法規の編さんについて

現行日本法規は、法務省大臣官房司法法制部（以下「司法法制部」という。）が編さんし、株式会社ぎょうせいが刊行している現に効力がある法令を体系的に分類、編集した加除式総合法令集である。

現行日本法規に掲載されている法令について、それが改正されて官報等で公布された場合、株式会社ぎょうせいにおいて、その内容を新たに溶け込ませた確認資料を作成し、司法法制部では、株式会社ぎょうせいが持ち込む確認資料を点検した上で、株式会社ぎょうせいにその確認資料を返却している。

(2) 本件対象文書の保有の有無について

本件開示請求に係る法令は、現行日本法規に掲載されているが、上記3(1)記載のとおり、本件対象文書たる当該法令の改正を溶け込ませた確認資料は、司法法制部で点検後、株式会社ぎょうせいに返却しているため、処分庁は保有していない。

したがって、原処分は妥当である。

(3) 上記2(2)アの審査請求の理由について

審査請求人は、処分庁が、本件対象文書が容易に入手可能であることを理由に司法行政文書開示請求の対象とならないとして、不開示決定をしたかのような主張をしているが、原処分の理由は、本件対象文書を保有していないためであるから、かかる主張はそれ自体失当である。

4 結論

以上のことから、処分庁は、本件対象文書を保有しておらず、法第9条第2項の規定に基づき不開示決定をした原処分は妥当である。